

# 令和3年度奈良まほろば館新型展示会開催事業業務委託 公募型企画提案説明書

奈良県産業振興総合センター

## 1 業務名

令和3年度奈良まほろば館新型展示会開催事業業務委託

## 2 業務目的

本県の東京における情報発信拠点「奈良まほろば館」（東京都港区新橋1丁目8-4 SMBC新橋ビル）2階イベントルームにおいて、首都圏のバイヤー等を対象とするwithコロナ時代に適したオンラインとリアルを融合させた展示会を奈良県産業振興総合センター（以下、「センター」という。）が開催することにより、県内企業の首都圏等での販路獲得・拡大を支援する。

※出展商品のカテゴリーは、非食品製品（服飾雑貨、生活雑貨、伝統的工芸品等）の予定。

## 3 業務の内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

## 4 契約期間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

## 5 委託契約の方法等

### （1）契約方法

随意契約(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号)

### （2）契約の相手方

企画提案を公募し、その内容を審査して最良の提案をした者を特定し、随意契約の相手方の候補とする手続き（公募型企画提案）による。

## 6 委託上限額

金3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 7 公募型企画提案への参加資格

提案の資格を有する者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できるもので、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

（1）宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。

- (2) 政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7月2月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目Q5広告・イベント業務に登録している者であること。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (6) 過去5年間に国又は地方公共団体等と同規模以上の展示会の開催又は出展に係る企画運営の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。

## 8 手続き等

### (1) 参加申込書の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和3年7月15日（木） 午後5時（必着）
- ② 提出先 下記14の問い合わせ先に記載とおり。
- ③ 提出方法 郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- ④ 提出物
 

ア	参加申込書（様式1）	<u>1部</u>
イ	企業概要	<u>1部</u>
ウ	決算書（直近二期分）	<u>1部</u>
エ	奈良県が発行する 入札参加資格審査結果通知書（写し）	<u>1部</u>
オ	平成28年4月1日から令和3年3月31日までに完了した本 件事業と同規模以上の展示会開催又は出展に係る元請け事業の 契約書（写し）	<u>1部</u>
カ	オの契約内容の事業実績報告書（写し）	<u>1部</u>

### (2) 企画提案書にかかる質問及び回答

- ① 受付期間 令和3年6月22日（火）～同年7月5日（月）
- ② 質問方法 質問票（様式3）により、FAXによること。
- ③ 質問先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。
- ④ 回答方法 FAX又は電子メールにより随時回答する。

### (3) 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

- ① 提出期限 令和3年7月26日（月） 午後5時（必着）
- ② 提出先 下記14の問い合わせ先に記載のとおり。
- ③ 提出方法 郵送（配達を証明できる方法によること。提出期限必着。）
- ④ 提出物
 

ア	企画提案書（様式2）	1部
イ	企画提案書（内容）	<u>正本1部、副本9部</u>
ウ	価格見積書	<u>正本1部、副本9部</u>

※④提出物イ及びウの副本は、審査用であるため、提案者の名称及びそれが推測されるような記載や、用紙の使用はしないこと（10（3）①、（4）①、（6）①において、提案者又は提案者に所属する者を提案する場合、副本には、氏名及び所属は、「提案者」と書き換えること。）

※上記提出物は、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。

## 9 審査の方法

（1）参加資格を有する事業者から提出された企画提案を、奈良まほろば館新型展示会開催事業業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別記評価基準に基づき審査し、最も優秀な提案を行った事業者を特定し、契約の相手方の候補（以下「被特定者」という。）とする。

※審査委員5名の合計点を集計し、最高点のものを被特定者とする。ただし、全委員の評価点数の合計の平均点が6割に満たない場合は被特定者とししない。また、提案者が1者の場合全委員の評価点数の合計の平均点が6割以上であるか評価し、被特定者を決定する。

（2）応募者は、選定委員会において、提案の内容についてプレゼンテーションを実施する。なお、選定委員会の開催日程については、応募者に対して後日通知する。

（3）提案者が5社以上となった場合は、提出があった提案書をもとに第一次審査を実施し、選定委員会へ諮る案件を絞り込むことがある。

（4）いずれの場合においても、必要に応じて、提案者に対してヒアリングを行うことがある。

## 10 企画提案書の作成について

企画提案書は、業務仕様書及び展示会場図面も参考に、次の項目に沿って記載すること。

（1）実施体制、業務遂行能力

① 本業務の実施体制（人員体制、配置予定の総括責任者の経歴・資格・業務実績等）

② 提案者の業務遂行能力、過去の実績及びその概要（同規模以上の展示会開催・出展に係る企画・運営、Web制作に係るもの）

③ 本業務のスケジュール

（2）展示会場デザインに係る企画立案業務

① 会場デザイン（全体レイアウト、展示台、会場装飾等）のイメージ及びその狙い

② オンラインの活用方法・仕組み・利用するハードウェア等及びそれらの狙い

（3）出展者の選定業務

- ① 出展者を選定するための審査会各委員の氏名、所属・役職名、経歴、資格、業務実績等
- (4) 出展者向け全体セミナー、個別相談業務
  - ① 全体セミナーの講師及び個別相談のアドバイザーに係る氏名、所属・役職名、経歴、資格、業務実績等
- (5) P R 業務、バイヤー招聘業務
  - ① プレスリリースの方法（利用するプレスリリースサービス名、時期、回数等）
  - ② 電子メール及びダイレクトメールによる案内等バイヤーの来場を誘因する方法、アプローチするバイヤー数
- (6) 展示会場設営・運営業務
  - ① 出展商品のディスプレイをする者の氏名、所属・役職名、経歴、資格、業務実績等
  - ② 展示会における運営手法・人員体制
- (7) 独自の提案
  - ① 独自の提案があれば積極的に提案すること。ただし、6「委託上限額」に記載の範囲で提案すること。
- (8) 見積価格  
税込み額で表示のこと。  
項目毎に経費の内訳がわかるように記載した見積書を提出のこと。

## 1 1 その他留意事項

### (1) 採否結果の通知

採否については、提案者あて文書により通知するとともに、下記14の場所において、事業者名を伏せた上で令和4年2月28日（月）まで閲覧に供する。

なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。

### (2) 参加申込書又は企画提案書が無効となる場合

- ① 提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部について記載がないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 添付すべき書類の添付がない場合
- ⑤ 競争入札参加資格者名簿への登録がなされなかった場合（申請中の場合）
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。

### (3) 提案者の失格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類の提出期限を過ぎたとき。
- ② 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

- ③ 本企画提案に対して、二以上の提案をしたとき。
- ④ 本企画提案に対して、自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- ⑤ 本件企画提案に対して、二以上の代理人をしたとき。
- ⑥ 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積もりをしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をした場合。
- ⑦ その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき。

#### (4) 提案後の失格

提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が失格事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失う。また該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行う。

#### (5) 提案の辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに下記14まで連絡するとともに、辞退届(様式4)により届け出ること。

#### (6) 再委託の禁止

特定された受託者は、本件業務を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ奈良県の承認を受けた場合はこの限りではない。

#### (7) その他

- ① 本件公募型企画提案への参加にかかり生じる費用は、提案者の負担とする。
- ② 提出のあった参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- ③ 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の提出、追加訂正、差し替えは一切認めない。
- ④ 提出のあった企画提案書は、本件公募型企画提案の審査のためにのみ使用するものとし、他の目的では使用しない。
- ⑤ 委託業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本とし、奈良県と被特定者が協議して決定する。
- ⑥ 被特定者と奈良県契約規則等に基づき、前記⑤の協議を経て、提案のあった見積価格の範囲内で委託契約を締結する。
- ⑦ 委託費の概算払いは、奈良県会計規則等の関係規定に基づき行う。

## 12 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者と契約額、業務中止時の出来高払い等の協議を行い、協議が整った場合に、業務委託契約を締結する。

契約額は、提案された見積書を参考に、最優秀提案者との協議により実施する業務仕様を確定した後に決定するものとし、契約に際しては再度見積書を提出すること。

なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった者を受託候補者として、同様の手続きを行うこととする。

ただし、次点の者について、全委員の評価点数の合計の平均点が6割に満たない場合は、上記手続きは行わない。

### 1.3 契約の不締結

被特定者と契約締結までの間に、被特定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 被特定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 被特定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、被特定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

### 1.4 問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町 129-1（奈良県産業振興総合センター2階）

奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課

「奈良まほろば館新型展示会開催事業」担当係 あて

電話番号 070-4438-3360、0742-33-0817 FAX 番号 0742-34-6705

以 上